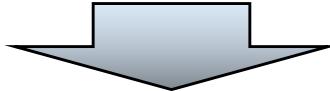


平成20年の特定商取引法改正では、法律の施行後5年を経過した場合において、同法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていた（附則第8条）。

内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問
(平成27年1月20日)



特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について

○特定商取引法専門調査会の設置及び審議経過

- ・特定商取引法専門調査会の設置（平成27年1月）
- ・平成27年3月以降、計11回の会議を開催
 - 権利に関する問題
 - 美容医療契約に関する問題
 - 訪問販売・電話勧誘販売の勧誘に関する問題
 - 執行上の課題
 - 通信販売（インターネット通販等）に関する問題
 - アポイントメントセールス等に関する問題
 - 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しの勧誘に関する問題
 - その他の個別論点 等についての検討を行った。

○中間整理の位置付けと今後の予定

- ・本中間整理は、これまでの特定商取引法専門調査会における審議状況を整理したもの。
- ・本中間整理について消費者・事業者が意見を提出できる機会を設け、関係団体等からのヒアリング等を実施。
- ・引き続き検討することとされた論点について、関係団体等からの意見や他の審議会等における議論の状況、特定商取引法見直しの中での重要性等も踏まえつつ、法律事項を優先しながら、柔軟に検討を行っていく。
- ・これまでの検討で扱っていない論点については、今後の審議状況を見極めながら、特に必要があると認められた場合に検討を行う。

第1 横断的な事項

1. 指定権利制

平成20年改正においては「規制の後追い」からの脱却を図るため、商品・役務について政令指定制が廃止されたが、「権利」については、引き続き政令指定制を存置



- ・政令指定制を見直すとともに、権利の売買を原則として特商法の訪問販売等の規制の対象とするべき
- ・「商品」、「役務」、「権利」という3分類については現行の枠組みを維持することが現実的
- ・外国通貨の両替が訪問販売等によって行われた場合には特商法の規制対象とするべき
- ・権利の売買の適用除外の在り方については、現行の特商法第26条の適用除外規定の考え方を基本として、適切な措置を講じていくことが必要

2. 勧誘に関する規制

議論の過程において ①行為規制の文言は改正しない対応策／②行為規制の文言は改正せず、再勧誘禁止の解釈の明確化・変更による行為規制を加重する対応策／③再勧誘禁止以外の行為規制拡充による対応策／④事前参入規制の導入 が対応策として示された。

これらの対応策に関する個々の議論の他、そもそも議論の前提として、苦情の内容の分析が必要であり、特に立法による対応策については立法事実の検証が必要であるという点について意見が出された。



- ・勧誘に関する行為規制の強化の要否も含め対応の方向性については、必ずしも委員間で、立法による対応の必要性も含めて共通認識が形成されるには至っていない
- ・更なる検討を行い、事業者、消費者等の関係者が協調して取組を進められる一致点を目指して、議論を深める

3. 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為等に関する規制

- ・事業者が消費者に支払いのために金融機関に対して虚偽の申告をするよう唆す行為
→ 特商法の指示の対象となる行為として主務省令で規定
- ・事業者が消費者を支払いのために金融機関等に連れて行く行為
→ 「消費者が自ら望んでいる場合を除く」ということを明示すべきか否かについてはさらに検討すべきこととされた上で、消費者が望まない場合については、特商法に基づく指示の対象となる行為として主務省令で規定
- ・事業者が消費者に対してクレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為
→ 営業活動への影響を懸念する観点からの意見等も踏まえ、引き続き検討

第2 個別取引類型における規律の在り方

1. 訪問販売における規律

- ・アポイントメントセールスにおける来訪要請方法
勧誘目的を告げない上での、住居訪問以外の場所における対面での要請、SNSやSNS以外の広告等による要請を政令で追加規定するか
→ 特商法の訪問販売に係る規制を及ぼすことが必要な取引とそれ以外の取引をどのように画するかの観点から、引き続き検討

2. 通信販売における規律

- ・虚偽・誇大広告に関する取消権 → 消費者契約法専門調査会における議論の推移も注視しつつ、通信販売という取引形態の特性を踏まえて、必要に応じ、更なる検討
- ・インターネットモール事業者の取扱い
直ちにモール事業者に特商法上の特別な義務を課す必要があるような状況にはない
→ 今後、自主的な取組の効果やトラブルの推移等を見ながら、必要に応じて、別途、検討を行うことを期待
- ・通信販売事業者の表示義務（アクワイアラー（加盟店契約会社）・PSPの登録情報について）
→ 割賦販売法の見直しの具体的な進捗と産業構造審議会割賦販売小委員会からの期待を踏まえ、事業者の負担に配慮しつつ、引き続き検討
- ・FAX広告に関する規制の導入
規制を導入する必要性については合意
→ 今後、事業者による既存顧客に対する連絡等に悪影響が生じることのないように留意しつつ検討

3. 電話勧誘販売における規律

- ・過量販売解除の導入
過量販売に当たる場合の要件等の明確化という観点に留意し、
電話勧誘販売においても過量販売が行われた場合には消費者に契約の解除を認めることとする方向で、今後検討

4. 特定継続的役務提供における規律

- ・美容医療契約の取扱い
役務が継続的に提供されるものについて、規制対象とすることに対して肯定的な意見が多く出された。
→ 今後、業界の実情を十分に踏まえつつ、更なる検討

5. 訪問購入における規律

- ・訪問購入における「交換」への対応
商品券等のいわゆる金券が用いられる場合には売買契約の成立を認めた上で支払手段の選択等の問題であると評価して、特商法の規律を及ぼすことが可能 → この点について解釈を明確化するべく検討を進め、その結果が広く明らかにされることが必要
一方、いわゆる物々交換のような売買契約の成立を観念したい事例については引き続き苦情相談の状況等を注視していくことが必要

第3 執行上の課題

1. 行政処分の効力の対象・範囲の拡大

- 違反行為により行政処分を受けた事業者の役員や役員と同等以上の支配力・影響力を有する従業員
 - 業務停止命令の効力を及ぼすことができるよう、今後検討
- 違法行為のノウハウを持つ従業員や形式的には業務委託先等である別法人や黒幕的第三者が、実質的に違法行為に深く関与・主導しているような事例
 - このような者に対しても実効的な対処を行うことができるよう、適切な対応について検討
- 都道府県による行政処分の効力
 - 特商法執行における都道府県の処分の効力を見直し、都道府県の意見も聞きながら、都道府県が判断を行う枠組みも含め検討

2. 事前参入規制等

- 制度の目的、対象となる事業者の範囲、管理体制等の制度設計について慎重に検討を行いつつ、事前参入規制等の導入について、引き続きその適否も含めて検討

3. 報告徴収・立入検査の強化

- 法定刑の引上げ、公表等の刑事罰以外の方法による一定の対応ができるような仕組みを検討
- 報告徴収、立入検査の対象範囲(外部コンサル会社等)の見直しを検討
- 一定の従業員名簿や取引関係書類等の作成及び備付けの義務付けにつき、事業者の負担にも留意しつつ、類似の規定を置く他の法令も参考に、特定商取引法における対応の在り方について、必要に応じて、検討が行われることが期待

4. 新たな技術サービスの発達・普及への対応について

- 違反事業者の所在等を把握することができず、特商法の適切かつ迅速な執行に支障を来たす事例
 - 公示送達による行政処分を行うことができるよう、特商法に関連規定を設けることについて検討
- 執行当局による指示に従わない違法な広告
 - プロバイダが行政機関からの削除要請に安心して従うことができるよう、プロバイダの賠償責任等を免除する等の規定の導入について検討

5. その他

- 執行体制の強化及び消費者に対する相談体制の強化等への期待
- 特商法違反に対する罰則が適切な抑止力として機能するよう、法定刑の引上げについて検討